

# 令和4年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	17		府省庁名	経済産業省			
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">その他（自動車税、軽自動車税）</span>						
要望項目名	自動車関係諸税の課税のあり方の検討						
要望内容 (概要)	<p>令和3年度与党税制改正大綱における検討事項を踏まえ、自動車関係諸税について、2050年カーボンニュートラル目標の実現に積極的に貢献するものとするとともに、自動運転をはじめとする技術革新の必要性や保有から利用への変化、モビリティの多様化を受けた利用者の広がり等の自動車を取り巻く環境変化の動向、地域公共交通へのニーズの高まりや上記の環境変化にも対応するためのインフラの維持管理や機能強化の必要性等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、受益と負担の関係も含め、その課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。</p>						
関係条文	<p>自動車税                  地方税法第145条～第177条の24、附則第12条の2の10～第12条の5、地方税法施行令第44条～第44条の11、地方税法施行規則第9条～第9条の17、附則第5条</p> <p>軽自動車税                  地方税法第442条～第463条の30、附則第29条の8の2～第30条の2、地方税法施行令第52条の18～第52条の23、地方税法施行規則第15条の8～第16条、附則第7条</p>						
減収見込額	[初年度]	－	(－)	[平年度]	－	(－)	(単位：百万円)
要望理由	<p>(1) 政策目的                  自動運転をはじめとする技術革新や保有から利用への変化、モビリティの多様化を受けた利用者の広がりなど、自動車を取り巻く環境は大きく変化しており、また、自動車産業として2050年カーボンニュートラルの実現に向け積極的な貢献が求められる中で、自動車産業、ひいては日本経済全体の活性化を図るため、自動車関係諸税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>① 自動車産業は日本経済や雇用創出に大きく貢献する基幹産業であるが、熾烈なグローバル競争下にあるとともに、電動化・IoT化、自動運転等の技術革新、シェアリング等の使用形態の変化等、100年に一度の大きな変革期を迎えている。また、世界的な脱炭素化の動きを受け自動車の電動化が急速に進展する中、我が国も2050年カーボンニュートラルの実現に向け、幅広い政策を積極的に総動員する必要がある。</p> <p>② 令和3年度与党税制改正大綱の検討事項においては、「自動車関係諸税については、2050年カーボンニュートラル目標の実現に積極的に貢献するものとするとともに、自動運転をはじめとする技術革新の必要性や保有から利用への変化、モビリティの多様化を受けた利用者の広がり等の自動車を取り巻く環境変化の動向、地域公共交通へのニーズの高まりや上記の環境変化にも対応するためのインフラの維持管理や機能強化の必要性等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、受益と負担の関係も含め、その課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。」とされたところ。</p> <p>③ 上記を踏まえ、将来のモビリティ社会像を見据えつつ、自動車関係諸税のあり方について、税制の簡素化等の視点も踏まえた検討を行う必要がある。</p>						

本要望に 対応する 縮減案	—
---------------------	---

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>経済成長 経済基盤</p>
	政策の達成目標	<p>① 自動車市場の拡大を通じて、自動車産業、ひいては日本産業全体の活性化を図る。 ② 環境性能に優れた自動車の普及促進のため、乗用車の新車販売について、2030年までに次世代自動車の割合を5~7割、2035年までに電動車の割合を100%とすることを旨とする。</p> <p>(関連する与党税制改正大綱、閣議決定等) ○令和3年度与党税制改正大綱(令和2年12月10日) 第三 検討事項 5 自動車関係諸税については、2050年カーボンニュートラル目標の実現に積極的に貢献するものとするとともに、自動運転をはじめとする技術革新の必要性や保有から利用への変化、モビリティの多様化を受けた利用者の広がり等の自動車を取り巻く環境変化の動向、地域公共交通へのニーズの高まりや上記の環境変化にも対応するためのインフラの維持管理や機能強化の必要性等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、受益と負担の関係も含め、その課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。</p> <p>○未来投資戦略2018(平成30年6月15日) 第2 具体的な施策 I[2]1. エネルギー・環境 (1) KPIの主な進捗状況 《KPI》2030年までに乗用車の新車販売に占める次世代自動車の割合を5~7割とすることを旨とする。</p> <p>○成長戦略フォローアップ工程表(令和3年6月18日) 2. グリーン分野の成長 (1) 2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略 KPI ・2030年までに乗用車の新車販売に占める次世代自動車の割合を5~7割とすることを旨とする</p> <p>○2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略(令和3年6月18日) 4. 重点分野における「実行計画」 (5) 自動車・蓄電池産業 2035年までに、乗用車新車販売で電動車100%を実現できるよう、包括的な措置を講じる。</p>
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—

	<p>政策目標の達成状況</p>	<p>国内自動車市場はバブル期をピークに縮小している。自動車市場の拡大を通じて、自動車産業、ひいては日本経済全体の活性化を図ることが必要。</p> <p>&lt;国内自動車販売台数の推移&gt;  平成28年度 508万台  平成29年度 520万台  平成30年度 526万台  令和元年度 504万台  令和2年度 466万台</p> <p>エコカー減税等により、環境性能に優れた自動車の普及は進みつつあるものの、「2030年までに乗用車の新車販売台数に占める次世代自動車の割合を5~7割とすることを旨とする」、「2035年までに、乗用車新車販売で電動車100%を実現」という政府目標の達成に向け、更なる普及促進を図る必要がある。</p> <p>&lt;新車販売台数に占める電動車の割合&gt;  平成28年度 32.3%  平成29年度 33.1%  平成30年度 34.3%  令和元年度 35.0%  令和2年度 36.2%</p>
<p>有効性</p>	<p>要望の措置の適用見込み</p>	<p>国内の自動車販売台数は約500万台で推移しており、これら自動車ユーザーへの課税のあり方を検討する。</p> <p>&lt;国内自動車販売台数の推移&gt;  平成28年度 508万台  平成29年度 520万台  平成30年度 526万台  令和元年度 504万台  令和2年度 466万台</p>
	<p>要望の措置の効果見込み  (手段としての有効性)</p>	<p>令和3年度与党税制改正大綱において、「自動車関係諸税については、2050年カーボンニュートラル目標の実現に積極的に貢献するものとする」とともに、自動運転をはじめとする技術革新の必要性や保有から利用への変化、モビリティの多様化を受けた利用者の広がり等の自動車を取り巻く環境変化の動向、地域公共交通へのニーズの高まりや上記の環境変化にも対応するためのインフラの維持管理や機能強化の必要性等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、受益と負担の関係も含め、その課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。」とされており、この方針の実現を図る。</p>
<p>相当性</p>	<p>当該要望項目以外の税制上の支援措置</p>	<p>—</p>

<p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p>	<p>—</p>
<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	<p>—</p>
<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>令和3年度与党税制改正大綱において、「自動車関係諸税については、2050年カーボンニュートラル目標の実現に積極的に貢献するものとするとともに、自動運転をはじめとする技術革新の必要性や保有から利用への変化、モビリティの多様化を受けた利用者の広がり等の自動車を取り巻く環境変化の動向、地域公共交通へのニーズの高まりや上記の環境変化にも対応するためのインフラの維持管理や機能強化の必要性等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、受益と負担の関係も含め、その課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。」とされていることを踏まえ、検討を行うものである。</p>

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>&lt;グリーン化特例（軽課）の適用台数（総務省公表資料）&gt;  平成27年度 191万台  平成28年度 344万台（※軽自動車のグリーン化特例創設）  平成29年度 312万台  平成30年度 220万台  令和元年度 228万台</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>&lt;自動車税環境性能割の臨時的な税率軽減措置&gt;  ①適用総額の種類：税額  ②適用実績：  令和元年度 226億円</p> <p>&lt;軽自動車税環境性能割の臨時的な税率軽減措置&gt;  ①適用総額の種類：税額  ②適用実績：  令和元年度 19億円</p> <p>&lt;自動車税のグリーン化特例&gt;  ①適用総額の種類：税額  ②適用実績：  平成27年度 軽課469億円 重課389億円  平成28年度 軽課518億円 重課408億円  平成29年度 軽課469億円 重課428億円  平成30年度 軽課326億円 重課444億円  令和元年度 軽課334億円 重課450億円</p> <p>&lt;軽自動車税のグリーン化特例&gt;  ①適用総額の種類：税額  ②適用実績：  平成28年度 軽課51億円 重課235億円  平成29年度 軽課45億円 重課269億円  平成30年度 軽課34億円 重課283億円  令和元年度 軽課34億円 重課296億円</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>本措置の適用数量は想定以上に僅少ではなく、また適用件数を満たす全ての自動車が対象であるため、特定の者に偏ってはいない。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>—</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>

これまでの要望経緯	—
-----------	---